

旭川市国民保護協議会 公 募 委 員 募 集

募集期間 令和8年6月18日（木）～ 令和8年7月17日（金）

■ 国民保護協議会とは？

国民保護法(※)に基づき、武力攻撃事態等が発生した場合に旭川市が実施する、国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するために「旭川市国民保護協議会」（以下「協議会」といいます。）を設置しています。

(※) 国民保護法は、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響が最小となるよう、国・都道府県・市町村などの責務をはじめ、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めた法律で、正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といいます。

■ 委員の役割とは？

旭川市長の諮問に応じ、行政機関・民間企業の職員などの委員(※)とともに、武力攻撃事態等が発生した場合に旭川市が実施する避難誘導や救援活動など国民の保護のための措置に関する重要事項の審議などをしていただきます。

(※) 委員は定員29人以内で、次に掲げる者の中から、市長が任命します。

○旭川市を管轄する指定地方行政機関の職員 ○自衛隊に所属する者 ○北海道の職員 ○旭川市副市長、旭川市教育長及び旭川市消防長 ○旭川市の職員（前記の者を除く。） ○旭川市の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員 ○国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者 下線部：今回公募する対象委員

■ 協議会の開催

年1回程度（重要事項について旭川市長から諮問がない場合には、協議会の開催はありません。（昨年度協議会の開催はありませんでした。））

■ 募集人数

4名

■ 委員の任期

令和8年8月4日から令和10年8月3日までの2年間

応募の詳細については、裏面をご覧ください



■ 募集条件（次の要件を全て満たす方）

- ① 審議内容に関心のある満18歳以上の方（令和8年8月4日現在）
- ② 旭川市内に居住し、又は通勤通学している方
- ③ 協議会に出席できる方で、市の附属機関の委員又は懇談会等の参加者に3つ以上就任していない方
- ④ 本市の市議会議員及び職員でない方

■ 応募方法

- ① 応募用紙に「必要事項」と「応募動機及び旭川市が行う国民保護措置（避難誘導、救援活動等）のあり方についての考え方（400字程度）」を記入の上、郵送、ファックス又は電子メールでお送りいただくか、御持参ください。また、市のホームページから、応募用紙をダウンロードできますので、御利用ください。
- ② 募集期間
令和8年6月18日（木）～令和8年7月17日（金）（当日消印有効）
- ③ 持参の受付は、平日午前8時45分から午後5時15分まで



※提出された応募用紙は返却いたしませんので御了承ください。

■ 選考方法

選考委員会を開催し、提出いただいた応募用紙の記載内容により総合的に選考を行い、委員として適格と判断される応募者から選出します。選考の結果は、応募された方全員に書面（郵送）にてお知らせします。

※選考においては、本市の附属機関の委員や懇談会等の参加者に就任されていない方を優先させていただきます。

■ 報酬

協議会出席1回につき、日額7,700円（所得税等を源泉徴収します。）

【応募・お問合せ】

旭川市防災安全部 防災課

〒070-8525

旭川市7条通9丁目48番地旭川市総合庁舎7階

電話：0166-25-9840 FAX:0166-24-2783

電子メール：bousai@city.asahikawa.lg.jp

